

過労死等防止対策推進法が制定されました

～平成 26 年 11 月 1 日施行、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ
健康で充実して働き続けることのできる社会の実現へ～

基本理念



過労死等の防止のための対策は、

- 1 過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならないこと。
- 2 国、地方公共団体、事業主その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行われなければならないこと。

過労死等の定義

業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害

過労死等防止対策推進協議会が 設置されます

厚生労働省に、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めるに際して意見を聴く、当事者等、労働者代表者、使用者代表者及び専門知識を有する者で構成されます

過労死等に関する調査研究等を踏 まえた法制上の措置等

政府は、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は、財政上の措置その他の措置を講じます

神奈川県における障害者雇用状況の集計結果公表

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。これに基づき毎年6月1日現在における障害者の雇用状況についての集計結果が公表されました。

障害者の雇用状況

（平成26年6月1日現在）

	雇用されている 障害者の数	障害者の 実雇用率	法定雇用率の 達成割合
民間企業 （法定雇用率2.0%）	17,946.0人	1.75%	41.6%
県の機関 （法定雇用率2.3%）	336.0人	3.20%	100.0%
市町村等の機関 （法定雇用率2.3%）	1,739.0人	2.26%	62.9%
県の教育委員会 （法定雇用率2.2%）	495.0人	2.21%	100.0%
地方独立行政法人等 （法定雇用率2.3%）	87.5人	1.92%	60.0%

詳細：神奈川県労働局 HP <http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home/houdou/h26/20141126.html>

「精神障害者とともに働く」精神障害者雇用事例

事例・・・SMBCグリーンサービス株式会社

採用に至るまでの5つのポイント

- 1、専門家含め、取り組みの全体像を決定
- 2、精神障害者が働きやすい勤務時間を設定
- 3、信頼できる外部協力者に推薦依頼
- 4、知的障害者に伝わるような工夫を
- 5、相談室と休憩室を新設

採用のポイント

職業能力が高ければ、体力を重視 ゴールはフルタイム勤務

採用後定着のための6つのポイント

- 1、上司に言えない相談も可能
- 2、社内ジョブコーチの養成
- 3、自己紹介シートで、その人をもっと知る
- 4、日々の業務日誌、月ごとの振り返りシートで変化を把握
- 5、生活面での支援を要請
- 6、周囲への理解と協調性 趣味がストレス解消に有効



詳細：厚生労働省 HP に10件の事例が紹介されていますので、ご参照下さい。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shisaku/jirei/tomonihataraku.html

～鎌倉市では、若者の就労を助ける活動を湘南・横浜若者サポートステーションと連携して行っています～



湘南・横浜若者サポートステーション

湘南・横浜若者サポートステーションは、働くことや自立に不安を抱えている方のための相談室です。相談者が抱えている悩みや不安をお聞きし、具体的に行動するためのお手伝いをしています。相談者の状況に合わせ専門的なスタッフが必要に応じてチームでサポートしています。相談者は、湘南・若者サポートステーションの特徴であるさまざまなプログラム・体験活動を通して働くことへの不安や悩みを解決してることができます。まずは、相談電話にお問い合わせください。

〒247-0055 鎌倉市小袋谷 1-6-1-2F・3F

TEL : 0467-42-0203

<http://k2-inter.com/shonan/>

開所時間：月～金曜日 10時～18時

(祝祭日、毎月第一木曜日は休)



セミナーを開催します

第1回目 「ひきこもり、不就労の子を持つ親として今、何をすべきか」

今の社会情勢や子どもを取り巻く環境について

平成27年1月17日(土) 15:00～17:00

第2回目 「ひきこもり、不就労になる背景について」

発達障害、精神疾患、学習の抜け落ちなど本人の持つ特性や障害との付き合い方

平成27年1月31日(土) 15:00～17:00

第3回目 「当事者の話をきいてみよう」

平成27年2月14日(土) 15:00～17:00

開催場所 湘南・横浜若者サポートステーション 鎌倉市小袋谷 1-6-1-3F

JR 大船駅東口から徒歩5分

申し込み 電話予約 各回定員30名

0467-42-0203

セミナー参加者のうち、希望者には個別相談を行います

中小企業退職金共済の掛金補助

中小企業退職金共済（中退共）制度は、中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。掛金は全額非課税で、国から事業主に新規加入・掛金増額助成が受けられます。

鎌倉市では、市内の事業主が、中退共制度または鎌倉商工会議所が実施する特定退職金共済制度に新規加入した場合、国の助成に加え、市が掛金の一部（従業員1人当たり月額400円）を加入から3年間補助します。 産業振興課勤労者福祉担当 TEL：0467-47-1771

各種相談



鎌倉市では、専門家による労働相談に関する相談を無料で行っています。詳しい日時等は、広報かまぐら毎月1日号に掲載しております。電話予約のうえ、お気軽にご利用ください。

予約・申込み：鎌倉市役所産業振興課勤労者福祉担当
TEL 0467-47-1771（予約受付は原則毎月1日から）

1 Eメールによる労働相談

労働問題全般にわたり、社会保険労務士が回答いたします。市のホームページ（<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/msodan.html>）から相談を。回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。Eメールによるご相談は原則として一回の往復に限り、回答をご覧になって不明な点は、面談による労働相談をご利用下さい。

2 労働相談

職場での様々な労働問題や年金問題等に社会保険労務士が相談を受けます。

3 労働法律相談

勤労者の日常直面する法律問題に弁護士がアドバイスします。

4 メンタルヘルスカウンセリング

職場や日常生活のストレスで悩んでいる方、その同僚や家族の方に、産業カウンセラーが相談を受けます。

5 就労支援相談

キャリアカウンセラーによる個別相談です。就職活動に関する事なら何でもご相談下さい。お子様の就職を心配されるご家族のご相談もお受けしています。